



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年11月24日金曜日 第1815号

◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可
申請の概要.....1001
大規模小売店舗の届出に係る県の意見の概要（2件）.....1002
保安林予定森林にする旨の通知.....1003
コイの持ち出しの制限をする水域.....1003
開発行為に関する工事の完了.....1003

公 告

争議行為の通知の公表.....1003
砂利採取業務主任者試験の合格者の発表.....1004

告 示

○愛媛県告示第1688号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成18年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

三木特種製紙株式会社
四国中央市川之江町156番地
代表取締役 三木雅人

2 事業場の名称及び所在地

三木特種製紙株式会社
四国中央市川之江町156番地

3 特定施設に関する事項

ストックタンク

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第23号 イ原料浸せき施設（2基）
特定施設の能力	1基1日当たり15,000キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後約1ヶ月
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	連続
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0~7.0 最大 5.5~7.5
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 80.8 最大 84.6
	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 35,000 最大 37,000
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 9.5 最大 28
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.4 最大 0.9
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 400 最大 420

備考 汚水等は全量次工程へ流送する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 凝集沈殿槽No.1

設置年月日	昭和46年10月1日		
処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	凝集沈殿		
処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	直径10メートル 高さ6メートル		
処理施設の能力	1日当たり7,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	高速凝集沈殿方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0~7.0 最大 7.2~8.5	通常 6.2~6.7 最大 6.8~7.2
汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 80.8 最大 84.6	通常 40.4 最大 47.7

浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 103 最大 189	通常 42.9 最大 57.3
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 9.5 最大 28	通常 9.5 最大 28
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.4 最大 0.9	通常 0.4 最大 0.9
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 4,200 最大 4,400	通常 4,200 最大 4,400

(2) 凝集沈殿槽No.2

設 置 年 月 日	昭和49年11月1日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	凝集沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	鋼板製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	直径 10メートル 高さ 6メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり7,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	高速凝集沈殿方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~7.0 最大 7.2~8.5	通常 6.2~6.7 最大 6.8~7.2

汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 80.8 最大 84.6	通常 40.4 最大 47.7
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 103 最大 189	通常 42.9 最大 57.3
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 9.5 最大 28	通常 9.5 最大 28
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.4 最大 0.9	通常 0.4 最大 0.9
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 4,200 最大 4,400	通常 4,200 最大 4,400

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.2~6.7 最大 6.8~7.2
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 40.4 最大 47.7
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 42.9 最大 57.3
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 9.5 最大 28
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.4 最大 0.9
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 9,450 最大 9,950

備考 この他に、雨水排水口が10箇所ある。

○愛媛県告示第1689号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第4項の規定により県が述べた意見の概要は、次のとおりである。

当該意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成18年11月24日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	意見の概要
ヤマダ電機テックランド四国中央店	四国中央市妻鳥町2112番地1外	歩行者等の通行の利便の確保のため、適切な工夫を行うこと。

○愛媛県告示第1690号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第4項の規定により県が述べた意見の概要は、次のとおりである。

当該意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月

間縦覧に供する。

平成18年11月24日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	意見の概要
ヤマダ電機テックランド松山中央店	松山市中央二丁目59外	店舗の立地による新たな渋滞の発生の可能性が否定できないため、店舗周辺の交通渋滞の緩和について合理的な範囲内での対策を行うこと。

○愛媛県告示第1691号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年11月24日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予郡砥部町七折字大谷山・字笹ヶ平山（以上2字国有林。

次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大谷山・字笹ヶ平山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予市上三谷字齒朶谷山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字齒朶谷山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに伊予市役所及び砥部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1692号

平成18年愛媛県内水面漁場管理委員会指示第2号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められ、コイの持ち出しの制限をする水域を平成18年11月16日に次のとおり定めたので、公表する。

平成18年11月24日

愛媛県知事 加戸守行

西条市北条新田遊水池並びに崩口川及びびーツ橋川の本支流並びにこれらと接続一体をなす用排水路

○愛媛県告示第1693号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年11月24日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建（開）第40号 平成18年11月15日	東温市田窪字大坪1134番9及び1134番10	東温市野田一丁目4番地12 鈴木隆志

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

愛媛精神医療合同労働組合協議会くろだ病院支部執行委員長尾崎博昭から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成18年11月13日あったので公表する。

平成18年11月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 事件 平成18年度賃上げ及び夏季・年末一時金
- 2 日時 平成18年11月26日午前6時30分より本問題が解決に至る間
- 3 場所 医療法人光佑会くろだ病院（伊予郡松前町大字神崎586番地）
- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

砂利採取業務主任者試験の合格者の発表について

平成18年11月10日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成18年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

受験番号	受験番号
1	3